

特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）処理業務（20L） 仕様書

本仕様書は、尾鷲総合病院から排出される特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）の収集・運搬及び処分の業務委託に関する事項を示したものであり、その内容は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」等の規定に基づき適正に業務を行うことを示すものである。本仕様書は、大要を示したものであり、本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、尾鷲総合病院（以下、発注者）、本業務を請負する者（以下、受注者）協議の上解決するものとする。

1. 事業名

特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）処理業務（20L）

2. 委託業務内容

尾鷲総合病院施設内の集積場所に集積された特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）の積み込み、運搬及び処分の一切

（1）対象物

- ①血液等
- ②手術等に伴って発生する病理廃棄物
- ③血液・体液等が付着している感染性のもの
- ④病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの
- ⑤その他血液等が付着しているもの
- ⑥汚染物若しくはこれらが付着した又はそれらのおそれがあるもので①～⑤に該当しないもの

（2）回収方法

- ①耐貫通性、耐水性でかつ運搬作業に耐えうる物理的強度を有すると同時に処分に適したプラスチック密閉容器（バイオハザードマーク付）を使用すること
- ②容器は20Lとする。尚、容器は収集運搬受注者が準備するものとする
- ③その他、発注者の業務に支障をきたすことのないよう配慮すること

3. 履行期間

令和8年 4月 1日から令和9年 3月31日

4. 業務履行場所（排出事業所の所在地）

三重県尾鷲市上野町5番25号

5. 廃棄物の処理

特別管理産業廃棄物（医療系感染性廃棄物）

収集回数・・・週1回収集（土・日・祝日を除く）

排出予定数量・・・620個／年

容量：20L 容器：3kg

容器の仕様 容器20L 外寸325×314×297mm

規格 材質はプラスチック製で容易に密閉でき、収納しやすく、容器内の廃棄物が容易に漏れ出さない条件をみたすもので、尾鷲総合病院に設置してあるペダル式フォルダーに収まるものであること

6. 廃棄物の収集・運搬

- ①廃棄物の収集運搬については廃棄物処理法等関係法令を厳格に遵守する
- ②廃棄物の受領にあたっては、担当者立ち合いの上、数量及び容器の破損や内容物の漏出を確認すること
- ③廃棄物の収集を行う曜日、時間については発注者と受注者協議の上定める
- ④年末年始等における収集運搬については発注者と受注者協議の上定める
- ⑤運搬にあたっては、飛散・流出しないようにする
- ⑥当該収集・運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上の支障を生ずるおそれのないよう必要な措置を講ずること
- ⑦廃棄物は専用容器により収集運搬を行うものとする。又、空容器を収集の都度所定の場所へ補充すること
- ⑧容器に入った廃棄物は、感染を防止する観点から他の容器等に移し替えないこと
- ⑨廃棄物の収集運搬受注者は、収集運搬にあたって、個人情報流出等の事故防止する万全の対策を実施すること
- ⑩処分場への運搬は回収当日を原則とし、積替え保管を行う場合には法令に基づき、且つ契約期間内に確実に処分できる範囲で行うこと

7. 廃棄物の処分

- ①廃棄物の処分受注者は、廃棄物処理法等関係法令を厳格に遵守すること
- ②廃棄物を処理施設に投入する場合は、作業中の感染の危険性を避ける為梱包された状態のままで行うなど、衛生的に実施すること
- ③廃棄物の処分受注者は、処分にあって個人情報流出等の事故防止する万全の対策を実施すること

8. 労働災害の防止

業務中の危険防止対策を十分に行い、又、作業者への安全教育を徹底し、労働災害の発生がない様に努めること

9. 廃棄物の処理の委託にあたっての条件

- ①三重県及び処分先の都道府県知事等の特別管理産業廃棄物収集運搬業許可を有すること
- ②緊急時の対策として、感染性廃棄物の積替え・保管の許可及び施設を有すること
- ③感染性廃棄物の収集運搬受注者と処分業者間との処分搬入合意書の写しを提出できること
- ④廃棄物収集運搬、中間処理、最終処分までの業者との契約を交わすことができること
- ⑤契約期間中、収集した廃棄物の最終処分の完了まで廃棄物処理法に基づく電子マニフェストシステム（J WNET）の運用・管理ができること

10. 支払について

毎月末に請求し、翌月末日までに支払う。

※入札価格は、容器1個（20L）当たりと容器1個当たりにかかる処理費（20L容器：3kg）を合わせた消費税抜きの価格での入札とします。